

『製材技術を習得し、木のスペシャリストとして商品を開発・販売企画をしてみませんか！』

美作市企業(団体)研修型地域おこし協力隊募集要項(受入れ団体:福島製材)

1 募集の目的

福島製材は、1919年(大正8年)創業した伝統的製材を継続しております。

私たちは、“木育で美作市から新たな木材産業を創造する”をテーマに地産木材である“桧(ヒノキ)”を主として製材、加工、商品化し都市部への供給・販売に取り組んでおります。

福島製材の主な事業は、「製材事業」ですが、その他「木製玩具・家具事業」、「木材販売事業」、「林業機械修理事業」を展開しており、木材を軸とした関連事業で美作市は基より、岡山県の桧の良さを伝える活動をしております。特に木製玩具・家具は近年販売を拡大できており、玩具ブランド IKONIH(アイコニー)は県内外を問わず多くのユーザー様に高評価を頂いております。

福島製材では、日本の伝統的な製材技法を現在でも採用しており、この製材技術を地域おこし協力隊制度を活用して繋ぎ、後世にも残していきたいと考えております。この長年蓄積された経験を3年間学んでいただき、3年後には木材のスペシャリストとして福島製材、地域の業界の中心メンバーとなれる人材育成・採用に取り組みます。

この度、木材のスペシャリスト候補として新規の地域おこし協力隊員を募集します。募集する役割は、製材事業の担当です。岡山県美作市にて、製材・加工技術習得、木材知識の学習(実務を介して)、木材使用の重量性を伝達する企画、木材利用を促進する企画を担当していただきます。

福島製材 HP : <https://www.fukushimalumber.com/>

【福島製材の魅力】

- ・イノベーションに取り組み、実行する。
- ・少数精鋭を基本とし、スピード感を持って物事に取り組む。
- ・自由な社風で、自分のやりたいこと、新しい事業にどんどん挑戦できます。
- ・木材業界にとどまらず、百貨店や雑貨店、保育園など様々な取引先との交流がある。
- ・木が商材となるため、地域からグローバルな課題である、持続可能な社会・カーボンニュートラルなどに貢献できる。

2 募集人数

1名

3 活動内容(所属先:製材事業部)

福島製材では、主に美作桧を製材していただきます。その中で、木材産業の川上(林業)から川下(流通)までを実務で経験しながら習得していただきます。原材料の調達、製材、商品企画、販路拡大などの業務を担当していただきます。製材実務の中で、木の構造、無垢材の加工方

法や特性を知り、専門性の高い知識を習得していただきます。

玩具や家具などの企画を通じて、美作市の絵の良さを、子供を中心に知っていただき、『木育活動』に参加していただきます。木育を通じてできる企画などがあれば立案、実施の中心メンバーで随時活動いただきます。

【活動の詳細】

- 製材技術習得(実務の中で)
- 製材実務などに必要な研修への参加
- 原木市場への買い付け
- 実務に必要な資格及び技術講習終了証の取得
- 美作絵 PR 及び利用促進イベントへの参加
- KISM 国産木材利用促進プラットフォームへの参加
- 幼児教育施設への木質化・木材利用推進活動
- ふるさと納税の商品開発や、オリジナル木製品の商品開発及び販路開発
- 地元地区のイベント参加

＜1 日の稼働スケジュール例＞

※業務は繁忙期や閑散期等により発生する業務は月々等の状況で異なる為、下記はあくまで通常期の一例となります。

◆通常期：月～金(土日祝日休暇)

- 8:00 実施業務確認・製材業務開始
- 10:00 休憩
- 10:30 製材業務
- 12:00 昼休憩
- 13:00 原木買い付け
- 15:00 休憩
- 16:00 企画等ミーティング
- 17:00 退勤

◆1週間の稼働例

- 月曜日 製材業務
- 火曜日 納品配達・取引先訪問・製材業務
- 水曜日 製材業務・原木買い付け
- 木曜日 園舎・百貨店営業・製材業務
- 金曜日 製材業務

4 配置の形態

(1) 身分等

地域おこし協力隊(以下、隊員)と受入れ団体との円滑かつ柔軟な連携を推進するため、市と隊員個人との業務委託契約の締結により、隊員として委嘱されます。雇用契約ではありません。

(2) 委嘱期間

委嘱期間は、初年度は令和7年4月1日以降の委嘱開始日から令和 8 年3月31日までとします。ただし、委嘱の日から起算して3年を限度に延長できるものとし、活動状況や成果等を勘案し、年度ごとに協議の上、決定します。

※委嘱開始日は相談に応じます(開始日は月の初日から)。

※美作市地域おこし協力隊として、市から委嘱状が交付されます。

5 団体が求める人材

【必要な経験・スキル】

以下のいずれかの経験必須。

- 目標達成経験
- 在学及び、企業所属 1 年以上

【歓迎するスキル】

- 商品企画から販売まで一貫して携わった経験
- 大手販売店本部担当
- 広告関連業務
- イラストレーター・フォトショップ
- キャド図面
- 大型自動車免許保有

【求める人物像】

- オープンマインド
- 温故知新、進取の精神をお持ちの方
- 様々な課題に向き合うことができ、それらを前向きに改善に向けて継続できる方
- イノベーションな発想を持ち実現に向けて進める方
- 木のことが好きな方
- 20 歳から概ね 40 歳以下の方(能力、スキルによってはこれによらないこともあります)

【資格】

- 普通自動車運転免許(必須)

6 募集対象(条件)

次の(1)から(16)すべてに該当する方

- (1)応募時点で大学又は専門学校等の教育機関に在学中の場合は、配置予定日までに卒業見込みであるなど、協力隊員としての配置及び活動に支障の無い方。
- (2)応募時点において(委嘱時点においても)3大都市圏をはじめとする都市地域等(過疎、山村、離島、半島等の条件不利益地域に該当しない市町村)に在住の方で、委嘱決定後に生活の本拠を美作市の客観的居住の実態がある住居へ移し、住民票を美作市へ異動することができる方（地域要件についての詳細は、総務省の地域おこし協力隊員の要件に準じます。応募時点において(委嘱時点においても)美作市に定住、又は本拠がある方は対象となりません。なお、美作市は「3大都市圏外の全部条件不利地域」に該当します。）
- (3)活動期間終了後も、美作市に定住し、又は就業・起業しようとする意欲を持っている方
- (4)地域住民とのコミュニケーションが図れ、地域おこし活動に意欲のある方
- (5)普通自動車運転免許を有する方
- (6)一般的なパソコン等が使用でき、ワード・エクセル・SNS 等を活用できる方
- (7)受入れ団体の代表者や役員及び活動拠点の事業所を管理する者の3親等以内の親族でない方。
- (8)心身ともに健康で、市及び地域住民等と協力しながら業務に取り組むことができる方
※採用決定後、必要に応じて健康診断書等の提出を求めます。
- (9)土日及び祝日の行事参加や夜間の会議など、不規則な勤務に対応できる方
- (10)美作市の条例及び規則等その他関係法令を遵守し、職務命令等に従うことができる方
- (11)勤怠管理や物品の管理を適切に行う事ができる方
- (12)地方公務員法第 16 条(欠格条項)に該当しない方
- (13)美作市暴力団排除条例(平成 23 年美作市条例第 22 号)第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団員等でない方。
- (14)暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していない方
- (15)暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していない方
- (16)法令順守上の訴訟や問題を抱えていない方

7 活動条件

- (1)活動日数及び活動時間 1日7時間30分、週5日間、計週37時間30分の勤務を基本とし、1か月当たり150時間程度(受入れ団体の調整により変動します)
- (2)活動場所 岡山県美作市古町1147地内
- (3)所属団体 福島製材
- (4)休日については、土曜日、日曜日、祝日、年末年始とし、休日に活動した場合は振替(代休)することを原則とします。
- (5)その他の活動条件は受入団体と協議して決定します。

8 待遇及び福利厚生

- (1)業務委託料 月額上限 266,600 円(予定)

※金額は令和7年度に改正予定の額です。

※賞与、通勤手当等はありません。

※副業の取扱い

美作市が委託する業務に支障がない範囲内で、受入れ団体の合意のもと、副業を行うことも可能です。

(2) 加入保険等

隊員個人で国民年金、国民健康保険に加入するものとします(各保険料は全額自己負担)。傷害保険及び賠償責任保険には個人で加入し、保険料は予算の範囲で市が負担します(傷害保険及び賠償責任保険の加入は原則とします。予算の範囲で実費を市が負担します)。

(3) 住居

福島製材空き家や賃貸住宅等を斡旋します。住居借上げによる家賃は予算の範囲で市が負担します。

(4) 活動車両

活動車両の借上料、燃料代を予算の範囲で市が負担します。活動車両は、必要に応じて協力隊員個人で準備し、その車両にかかる経費の一部を市が負担します。

(5) 起業や事業承継に必要な経費

美作市地域おこし協力隊起業・事業承継支援補助金交付要綱に基づき、一定期間の活動を修了した隊員の方を対象に、要綱に定める起業や事業承継を行う場合に、100万円を上限として補助金を交付します。

(6) 活動費

協力隊員の活動に係る経費は、活動補助金として年額上限200万円の範囲内で協力隊員個人へ支給します。(上限額には、市が直接経費を負担するものを含みます。対象経費は地域協力活動に必要な経費として市が認めたものに限ります。)。詳細は、国の財政支援額や市の予算措置、制度改正等により変更する場合があります。)

① 住居借上料

協力隊員の個人契約のものに限ります(上限額35,000円/月)

※転居にかかる費用、生活備品、敷金・礼金、共益費、光熱水費、個人の生活に係るの等は個人負担。

② 活動車両借上料

活動専用車両の借上料: 上限額20,000円/月。

※自家用車を利用する場合: 走行距離23円/km

③ 活動用事務機器借上料

活動専用のパソコン、プリンターの借上に要する経費(月額5,000円)

④ 報償費等

外部アドバイザーの招へいに要する講師等謝金、調査・研究等に係る謝金等の経費

⑤ 活動旅費

出張等の交通費、通行料金、宿泊費等

- ⑥ 保険への加入経費
傷害保険、損害賠償保険等への加入費
- ⑦ 需用費
消耗品・作業道具・図書・材料費等、チラシ・ポスター・資料等の印刷製本費、コピー代、燃料費、修繕料等
- ⑧ 役務費
郵便料、通信運搬に係る経費、各種手数料等
- ⑨ 委託料
地域おこしに資する取組みに係る委託料、コーディネートを要する事業に係る委託費等
- ⑩ 使用料及び賃借料
会場使用料、各種機械器具等の使用料等
- ⑪ 原材料費
資材購入費等
- ⑫ 備品購入費
レンタルやリース等での対応を基本とします。
- ⑬ その他の経費
市との協議により活動の実施に必要と認められた経費

9 活動支援体制

(1) 活動サポート

受入れ団体である福島製材員の活動を全面的にサポートします。日常的な活動相談をはじめ、協力隊としてのキャリアをどのように積んでいくのか等、地域おこし協力隊としての活動全般のサポートを丁寧に行います。

(2) 生活サポート

受入れ団体である福島製材が、生活・住まいに関すること、地域文化の共有、地域コミュニティとのつながり等、隊員が安心して美作市で暮らすことができるよう日常的なサポートを行います。

10 応募手続き等

(1) 提出書類

- ア 美作市地域おこし協力隊応募申請書 1部
- イ エントリーシート 1部
- ウ 住民票の抄本 1部
- エ 普通自動車運転免許の写し 1部

(2) 提出方法

提出書類を直接持参、または郵送ください。

(3) 募集期間

令和7年3月4日(火)から令和8年2月28日(土)

なお、応募状況により、募集期限前に終了させていただく場合があります。

(4) 募集申込み・活動内容の問合せ先(受入れ団体)

〒707-0412 岡山県美作市古町 1147

福島製材 担当:福島 徹

TEL:090-9541-0388

FAX:0868-78-2161

E-mail:toru-fukushima@fukushimalumber.com

(5) 地域おこし協力隊制度に関する問合せ先

〒707-8501 岡山県美作市栄町 38-2

美作市 企画振興部企画情報課 (担当 片山、井上)

TEL: 0868-72-6631

FAX: 0868-72-6637

E-mail: kikaku@city.mimasaka.lg.jp (半角)

※募集に関する問い合わせは、メール又は FAX でお願いします。

※質問に対する回答は、メール又は FAX で回答しますが、必要に応じて担当者より電話にて連絡することがあります。

11 選考方法

(1) 選考審査

書類審査と面接とし、指定する日から順次行いますが、面接試験の詳細については、提出書類受付後、別途お知らせいたします。なお、選考審査に要する交通費等は個人負担となります。

(2) 選考プロセス、結果通知

① 1次審査 福島製材

受入れ団体において面接等を実施し、応募者の中から協力隊員候補者を1名選定します。1次審査の結果は、団体の審査結果を元に、美作市から通知します。

② 最終審査(美作市役所)

福島製材 担当者、協力隊員候補者、美作市企画情報課の3者で面接を実施します。最終審査の結果は、美作市から通知します。

(3) その他

ア 応募人数の多少に関わらず、採用基準を満たす応募者がいない場合は、採用しない場合もあります。

イ 選考の経過や結果についての問い合わせには応じられませんので、予めご了承ください。

12 その他

ア 市と雇用契約を締結しないことから雇用保険には加入しません。

イ 活動に使用する自動車、携帯電話はご自身でご用意いただきます。

ウ 提出された応募書類は原則返却しません。

エ 活動費について、協力隊活動に必要な経費として市が認めたものについては、予算の範囲内で市が負担し協力隊員へ支給します。

オ 美作市が委託する業務に支障がない範囲内で、受入れ団体の合意のもと、副業を行うことも可能です。

カ 申請内容に虚偽の事項があった場合又は重大な違反があった場合、不適切な事由があると市が認めた場合には、委嘱を取り消す場合があります。

キ 本募集要項は、国の財政支援額や市の予算措置、制度改正等により内容が変更される場合があります。

13 関係例規等

- ・美作市地域おこし協力隊規則(令和 6 年美作市規則第 14 号)
- ・美作市地域おこし協力隊に関する取扱要綱(令和 6 年美作市告示第 53 号)
- ・美作市地域おこし協力隊活動補助金交付要綱(令和 6 年美作市告示第 45 号)
- ・美作市地域おこし協力隊起業・事業承継支援補助金交付要綱(平成 31 年 3 月 26 日告示第 28 号)